

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第93号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年1月24日 11時00分ごろ	
発生場所	広島県呉市三津口湾 (概位 北緯34°15.5′ 東経132°46.8′)	
事故等調査の経過	平成21年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{りゅうしん} 琉真丸、19トン 273-5469、川下船舶有限会社 B 台船 F1001、長さ40m、幅15m、高さ2.5m なし、富美船舶株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首尾とも約2.4mの等喫水で、鉄板を積み喫水が約0.8mとなったB船をえい航し、三津口湾内の作業現場向け航行中、同湾入口の馬島と小熊島との間において、南進してきた漁船を避けるために左舵をとったところ、平成21年1月24日11時00分ごろ、A船の船尾が浅所に底触した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航中、他船を避航した際、船位の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船をえい航中、他船を避航した際、船位の確認を適切に行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	